

青色申告で節税につなげよう

確定申告では、税制上の特典(控除)がある『青色申告』が有利です。平成26年度から白色申告者についても帳簿付けが義務付けられているので、白色申告と青色申告とに係る労力の差も小さくなっています。

青色申告の方が手間がかかりますが、様々な特典を受けることができますので、税制上有利な取り扱いが受けられる青色申告がおすすめです。



栃木税務署からの説明

下野市青色申告会では、会員を募集しています。各種研修会や確定申告書作成指導会等、税理士の先生、税務署の職員等から指導等を受けています。また、会員のなかにも指導員がいますので、初めての方でも安心してご入会いただけます。詳しくは農業委員会事務局までお問い合わせください。



パソコン研修

今後の研修会・提出会等予定

平成28年	10月27日(木)	パソコン研修会(第2回)
	12月上旬	「年末調整」研修会(税理士)
平成29年	1月5日(木)	給与所得の所得税徴収高・計算書等提出会
	2月上旬	決算・確定申告及び消費税申告指導会(県農業会議)
	2月9日(木)	パソコン決算研修会(ソリマチ)
	3月1日(水)~3日(金)	確定申告書作成指導会・提出会(税理士)
	3月22日(水)	消費税申告書作成指導会・提出会(税理士)

農地を相続したときは届出が必要です

農地法では、農地を相続した時などの届け出が義務付けされています。農業委員会が農地の権利移動を把握して、農地の有効利用を図るためのものですので、相続等で権利を取得した場合には、農地のある市町村の農業委員会に届出をお願いします。

Q 農業は続けるのですが、相続税のことが心配です・・・。

A 農地を相続し、本人が農業を営む場合や農業経営基盤強化促進法による貸付けを行う場合などには、相続税額の一部が猶予される場合があります(納税猶予)。

Q 会社員なので、自分では相続された農地の耕作や管理が難しいのですが・・・。

A 農業委員会や農業公社の窓口、又はお電話で農地の貸付けのご相談を伺います。